



鳥取県公報

平成 29 年 2 月 14 日 (火)
第 8 8 7 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (79) (福祉監査指導課) 2
	生活保護法による指定医療機関の変更の届出 (80) (〃) 2
	生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (81) (〃) 2
	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (82) (〃) 4
	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (83) (〃) 4
	生活保護法による指定介護機関の休止の届出 (84) (〃) 5
	生活保護法による指定介護機関の再開の届出 (85) (〃) 5
	生活保護法による介護機関の指定 (86) (〃) 6
	指定居宅介護支援事業の廃止の届出 (87) (中部総合事務所福祉保健局) 6
	指定障害福祉サービス事業者の指定 (88) (西部総合事務所福祉保健局) 6
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (5) 6
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (3) (教育総務課) 7
◇ 公 告	平成29年度鳥取県警察官採用試験 (警察官 A (1 回目)) の実施 (人事委員会事務局任用課) 7
◇ 調達公告	落札者の決定 (2 件) (情報政策課) 10

告 示

鳥取県告示第79号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年2月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

薬局

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	指 定 年 月 日
大崎薬局	米子市大崎1242	平成29年1月1日

鳥取県告示第80号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年2月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	変 更 年 月 日
医療法人伊藤歯科医院	八頭郡智頭町大字智頭1708-3	平成28年12月26日

鳥取県告示第81号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から介護老人福祉施設の名称、居宅介護事業者、介護予防事業者、特定福祉用具販売事業者及び特定介護予防福祉用具販売事業者の名称又は主たる事務所の所在地並びに居宅介護事業所、介護予防事業所、特定福祉用具販売事業所及び特定介護予防福祉用具販売事業所の名称又は所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年2月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 介護老人福祉施設

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
特別養護老人ホーム江美の郷	日野郡江府町大字久連7	平成28年4月1日

2 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	変 更 年 月 日
社会福祉法人 尚仁福祉会	日野郡江府町大 字久連7	チロルの里デ イサービスセ	日野郡江府町大 字久連7	通所介護	平成27年3 月3日

		ンター			
〃	〃	デイサービス センター江美 の郷	〃	〃	平成 28 年 4 月 1 日
〃	〃	チロルの里 ショートステ イサービスセ ンター	〃	短期入所生活介護	平成 27 年 3 月 3 日
〃	〃	ショートステ イサービスセ ンター江美の 郷	〃	〃	平成 28 年 4 月 1 日
〃	〃	チロルの里デ イサービスセ ンターいこい	〃	認知症対応型通所 介護	平成 27 年 3 月 3 日
〃	〃	デイサービス センターいこ い	〃	〃	平成 28 年 4 月 1 日
〃	〃	チロルの里グ ループホーム	〃	認知症対応型共同 生活介護	平成 27 年 3 月 3 日
〃	〃	グループホー ム江美の郷	〃	〃	平成 28 年 4 月 1 日
株式会社ライ フライン	鳥取市掛出町 20 - 3	株式会社ライ フライン	鳥取市掛出町 20- 3	福祉用具貸与	平成 28 年 7 月 1 日

3 介護予防事業者

名称	主たる事務所の 所在地	介護予防事業 所の名称	介護予防事業所の 所在地	介護予防事業の種 類	変更年月日
社会福祉法人 尚仁福祉会	日野郡江府町大 字久連 7	チロルの里デ イサービスセ ンター	日野郡江府町大 字久連 7	介護予防通所介護	平成 27 年 3 月 3 日
〃	〃	デイサービス センター江美 の郷	〃	〃	平成 28 年 4 月 1 日
〃	〃	チロルの里 ショートステ イサービスセ ンター	〃	介護予防短期入所 生活介護	平成 27 年 3 月 3 日
〃	〃	ショートステ イサービスセ ンター江美の 郷	〃	〃	平成 28 年 4 月 1 日
〃	〃	チロルの里デ イサービスセ ンターいこい	〃	介護予防認知症対 応型通所介護	平成 27 年 3 月 3 日

〃	〃	デイサービス センターいこ い	〃	〃	平成 28 年 4 月 1 日
〃	〃	チロルの里グ ループホーム	〃	介護予防認知症対 応型共同生活介護	平成 27 年 3 月 3 日
〃	〃	グループホー ム江美の郷	〃	〃	平成 28 年 4 月 1 日
株式会社ライ フライン	鳥取市掛出町 20 - 3	株式会社ライ フライン	鳥取市掛出町 20- 3	介護予防福祉用具 貸与	平成 28 年 7 月 1 日

4 特定福祉用具販売事業者

名称	主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業所の名称	特定福祉用具販売事業所の所在地	変更年月日
株式会社ライ フライン	鳥取市掛出町 20-3	株式会社ライフライン	鳥取市掛出町 20-3	平成 28 年 7 月 1 日

5 特定介護予防福祉用具販売事業者

名称	主たる事務所の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業所の名称	特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地	変更年月日
株式会社ライ フライン	鳥取市掛出町 20-3	株式会社ライフライン	鳥取市掛出町 20-3	平成 28 年 7 月 1 日

鳥取県告示第 82 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第 14 条第 4 項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から薬局を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第 55 条の 3（中国残留邦人等支援法第 14 条第 4 項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成 29 年 2 月 14 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

薬局

名称（氏名）	所在地（住所）	廃止年月日
大崎薬局	米子市大崎 1734-5	平成 29 年 1 月 1 日

鳥取県告示第 83 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（第 54 条の 2 第 4 項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第 14 条第 4 項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第 55 条の 3（中国残留邦人等支援法第 14 条第 4 項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成 29 年 2 月 14 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	廃止年月日
鳥取商事株式会社	鳥取市吉方温泉一丁目 223-1	デイサービスセンターえざき	鳥取市江崎町 37	通所介護	平成 29 年 1 月 31 日

	2				
--	---	--	--	--	--

鳥取県告示第84号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年2月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	休止年月日
社会福祉法人 こうほうえん	境港市誠道町 2083	にしまち診療所悠々	鳥取市西町五丁目 108	訪問看護	平成28年12 月31日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	休止年月日
社会福祉法人 こうほうえん	境港市誠道町 2083	にしまち診療所悠々	鳥取市西町五丁目 108	介護予防訪問看護	平成28年12 月31日

鳥取県告示第85号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を再開した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年2月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	再開年月日
社会福祉法人 こうほうえん	境港市誠道町 2083	訪問看護ステーションにしまち幸朋苑	鳥取市西町五丁目 108	訪問看護	平成29年1月 1日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	再開年月日
社会福祉法人 こうほうえん	境港市誠道町 2083	訪問看護ステーションにしまち幸朋苑	鳥取市西町五丁目 108	介護予防訪問看護	平成29年1月 1日

鳥取県告示第86号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年2月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
社会福祉法人こうほうえん	境港市誠道町2083	特定施設入居者生活介護新しいなば幸朋苑	鳥取市浜坂222-1	介護予防特定施設入居者生活介護	平成28年11月1日

鳥取県告示第87号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年2月14日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日
鳥取中央農業協同組合	J A鳥取中央八橋福祉センターなでしこ居宅介護支援事業所	東伯郡琴浦町大字八橋1391-1	平成29年1月31日	平成29年2月28日
社会福祉法人鳥取県厚生事業団	厳城はごろも苑	倉吉市厳城920-1	平成29年2月1日	平成29年3月31日

鳥取県告示第88号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成29年2月14日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人山陰福祉の会	米子市加茂町二丁目180	S a n - F u k u	米子市福市1850-2	就労継続支援B型	平成29年2月3日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第5号

平成29年第1回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成29年2月14日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 日時 平成29年 2月21日（火） 午後 2 時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
 - (1) 平成29年度明るい選挙推進運動要領及び事業計画について
 - (2) その他

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第 3 号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成29年 2月14日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

- 1 日時 平成29年 2月15日（水） 午前10時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 平成29年度鳥取県公立小・中・特別支援学校学級編制基準について
 - (2) その他

公 告

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第 1 項の規定に基づき、平成30年度に採用する鳥取県警察官の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成29年 2月14日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

- 1 試験の名称
平成29年度鳥取県警察官採用試験（警察官 A（1 回目））
- 2 試験区分及び採用予定者数

試験区分		採用予定者数
警察官（男性）		24名程度
警察官（女性）		4名程度
警察官（男性） 〈武道〉	柔道	2名程度
	剣道	2名程度
警察官〈サイバー犯罪捜査官〉		1名程度

（注） 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては第 1 次試験合格者及び採用候補者がいない場合がある。

- 3 対象となる職
警察署等に勤務する公安職給料表 2 級係員（巡査）の職
- 4 給与
この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額217,600円のほか諸手当が支給される。ただし、採用までに給与改定があった場合はそれによる。
- 5 受験資格
受験資格は、次のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。
 - (1) 昭和59年 4 月 2 日以降（警察官〈サイバー犯罪捜査官〉は昭和54年 4 月 2 日以降）に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業したもの若しくは平成30年 3 月31

日までに卒業する見込みのもの又は鳥取県人事委員会がこれらの者と同等の資格があると認めるもの

(2) 警察官(男性)〈武道〉を志望する者にあつては、次のいずれかに該当する者

ア 柔道については、公益財団法人講道館が認定する柔道の段位 3 段以上を有する者

イ 剣道については、一般財団法人全日本剣道連盟が認定する剣道の段位 3 段以上を有する者

(3) 警察官〈サイバー犯罪捜査官〉を志望する者にあつては、情報処理の促進に関する法律(昭和 45 年法律第 90 号)第 7 条第 1 項に規定する情報処理技術者試験(基本情報技術者試験及び I T パスポート試験を除く。)に合格している者又は同項の規定により実施された試験であつて受験申込みの時点において既に廃止されている試験区分(初級システムアドミニストレータ試験及び第二種情報処理技術者試験を除く。)に係るものに合格している者

6 第 1 次試験

(1) 試験種目

教養試験、適性検査及び資格加点(警察官(男性)、警察官(女性)受験者のうち英語、中国語、韓国語、柔道、剣道、財務、情報処理において一定の資格等を有する者に加点)

(2) 試験期日

平成 29 年 5 月 14 日(日)

(3) 試験会場

鳥取大学共通教育棟 鳥取市湖山町南四丁目 101

鳥取県西部総合事務所 米子市糺町一丁目 160

7 第 2 次試験

(1) 試験種目

人物試験(個別面接)、論文試験、適性検査、身体検査、体力検査、実技(警察官(男性)〈武道〉受験者のみ)及び専門試験(警察官〈サイバー犯罪捜査官〉受験者のみ)

なお、身体検査の検査項目及び基準は、次のとおりとする。

検 査 項 目	基 準	
	男 性	女 性
身 長	おおむね 160 センチメートル以上であること。	おおむね 153 センチメートル以上であること。
体 重	おおむね 47 キログラム以上であること。	おおむね 43 キログラム以上であること。
胸 囲	おおむね 78 センチメートル以上であること。	
視 力	両眼とも、裸眼視力が 0.6 以上又は矯正視力が 1.0 以上であること。	
色 覚	職務執行に支障がないこと。	
聴 力		
一般内科系検査		
四肢の運動機能		

(2) 試験期日

平成 29 年 7 月 3 日(月) から同月 5 日(水) まで(予定)

(3) 試験会場

鳥取県警察学校 鳥取市伏野 46-5

鳥取県警察本部庁舎 鳥取市東町一丁目 271

鳥取県庁第二庁舎 鳥取市東町一丁目 271

8 第 1 次試験合格者及び採用候補者の決定方法

(1) 第 1 次試験合格者

第 1 次試験の教養試験と資格加点の得点を合計した得点(警察官(男性)〈武道〉、警察官〈サイバー犯罪捜査官〉)にあつては、教養試験の得点)の高い順に決定する。

なお、教養試験には一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は不合格とする。

また、適性検査を受験しなかった場合も不合格とする。

(2) 採用候補者

第 1 次試験の教養試験と資格加点の得点（警察官（男性）〈武道〉、警察官〈サイバー犯罪捜査官〉にあつては、教養試験の得点）にかかわらず、第 1 次試験において実施する適性検査の結果と第 2 次試験の結果により決定する。

9 第 1 次試験合格者及び採用候補者の発表

(1) 第 1 次試験合格者

平成 29 年 5 月 25 日（木）（予定）にインターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）にその受験番号を掲載して発表するとともに、鳥取県庁本庁舎の 1 階屋内掲示板に掲示する。

なお、第 1 次試験合格者には書面で通知する。

(2) 採用候補者

平成 29 年 8 月 1 日（火）（予定）にインターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）にその受験番号を掲載して発表するとともに、鳥取県警察本部庁舎の 1 階屋内掲示板に掲示する。

なお、採用候補者には書面で通知する。

10 採用の方法

(1) 採用候補者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。鳥取県警察本部長は、欠員等の状況を考慮しながら、同名簿に登載された者の中から採用者を決定する。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定（採用候補者の発表）の日から原則として 2 年間とする。

なお、採用は、原則として平成 30 年 4 月 1 日の予定であるが、欠員等の状況によっては平成 29 年 10 月 1 日に採用することもある。ただし、成績下位の者については、欠員等の状況により、平成 30 年 4 月 2 日以降の採用となる場合がある。

11 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載するとともに、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部庁舎 1 階、八頭庁舎別館 1 階、中部総合事務所地域振興局、西部総合事務所地域振興局、西部総合事務所日野振興センター日野振興局、東京本部、関西本部、名古屋代表部、警察本部県民ホール、各警察署、交番及び駐在所において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

ア インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）の電子申請の受付サービス（<https://s-kantan.com/pref-tottori-u/>）を利用して申込みをする方法

イ 所定の受験申込書 1 部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア インターネットによる申込みの場合

平成 29 年 4 月 7 日（金）午前 0 時から同月 19 日（水）午後 12 時まで

イ 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成 29 年 4 月 7 日（金）から同月 24 日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成 29 年 4 月 24 日（月）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

12 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553 電子メールjinji@pref.tottori.jp）に行うこと。ただし、第2次試験の実施及び採用候補者の発表に関する問合せは、鳥取県警察本部警務課（〒680-8520 鳥取市東町一丁目271 電話（代表）0857-23-0110）に行うこと。
- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 第1次試験に関する手続は鳥取県人事委員会事務局が実施し、第2次試験以降の手続は鳥取県警察本部が実施する。
- (4) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されるので、参照すること。

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年2月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1	調 達 件 名 及 び 数 量	鳥取県無料公衆無線LANサービス調達業務 一式
2	契 約 方 式	一般競争入札
3	落 札 日	平成28年12月16日
4	落札者の名称及び所在地	エヌ・ティ・ティ・メディアサプライ株式会社・西日本電信電話株式会社鳥取支店共同企業体 大阪府大阪市北区西天満四丁目14-3
5	落 札 金 額	8,531,325円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6	入 札 公 告 日	平成28年10月14日
7	落 札 方 式	最低価格落札方式
8	契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県総務部情報政策課 鳥取市東町一丁目220

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年2月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1	調 達 件 名 及 び 数 量	鳥取情報ハイウェイ通信機器更新及び貸借業務 一式
2	契 約 方 式	一般競争入札
3	落 札 日	平成29年1月10日
4	落札者の名称及び所在地	N T Tファイナンス株式会社中国支店 広島県広島市中区立町2-27
5	落 札 金 額	308,182,320円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6	入 札 公 告 日	平成28年11月29日
7	落 札 方 式	最低価格落札方式
8	契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県総務部情報政策課 鳥取市東町一丁目220